平成２４年（フ）第３３２７号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目３番４号
債務者　竹本　涼太
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３２９号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番87―301号
債務者　新井一雄こと　朴　　成満
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３３１号
大阪府四條畷市中野新町15番９号、前住所大阪府三島郡島本町大字東大寺105番地
債務者　山地　隆行
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３５５号
大阪市淀川区加島３丁目４番21号　セピアハイツ102号
債務者　井上　杏沙
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３８８号
大阪市住吉区長居３丁目９番１号　銀河マンション401号
債務者　永山ひとみ
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３９８号
大阪市此花区春日出中１丁目２番22号　コーポラス翌檜202
債務者　太田美由紀（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４３４号
大阪市大正区千島３丁目９番３―405号
債務者　木村　光江
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４４５号
大阪市西成区旭１丁目10番17号タカダマンションⅢ16号、住民票上の住所大阪市西成区旭２丁目２番22号
債務者　千住　英治
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４５４号
大阪市西成区山王２丁目14番２―903号
債務者　仲宗根正光
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８号
神戸市中央区琴ノ緒町２丁目３番５号　ネオダイキョー三宮508、住民票上の住所北海道釧路市米町２丁目１番18号
債務者　牧　美奈子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０５号
神戸市北区有野中町４丁目５番13―201号、従前の住所神戸市北区藤原台北町５丁目２番６―206号
債務者　赤井さゆり
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２０号
神戸市兵庫区小松通２丁目１番３―205号
債務者　原　　章仁
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６１号
神戸市北区山田町小部字宮ノ前２番地の４　グランドエスト301号
債務者　田澤　義秀
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９０号
神戸市兵庫区下三条町７番19号
債務者　中浦　悦子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０９号
広島市西区山手町８―19　パラッシオ山手304号室、住民票上の住所広島市西区山手町23番23―１号
債務者　髙橋総業こと　髙橋　輝昭
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４５号
広島市安芸区矢野西４丁目３番９―405号
債務者　佐々木早苗
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４２号
広島市西区古江上２丁目502番地７　502号
債務者　中島明美こと　崔　　明美
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部